

事業者の方へ

令和7年度税制改正のお知らせ

【所得税関係】

＼令和7年12月から開始されます！／

基礎控除金額が引き上げられます！

- 今年の年末調整に適用されます

基礎控除額が48万円から58万円に引き上げられます。また、令和7・8年度に限り、所得金額調整控除（追加の上乗せ）が適用される場合があります。

給与所得控除金額が引き上げられます！

- 青色特別控除とは異なります

給与所得控除額が一律10万円引き上げられます。ただし、給与所得控除の上限額が設定されています。それにより、源泉徴収税額表が改正されます。

大学生年代の子を持つ親への特別控除の創設

- 専用の書類が必要です

特定扶養親族に関する所得税の改正が行われます。対象となる扶養親族の条件や詳細は、国税庁の情報を参照してください。対象の方は事業主への申請書類の提出が必要です。

上記の改正は令和7年分以降の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）

※この改正案は令和7年4月時点での情報に基づいています。今後の法令改正などにより、内容が変更となる場合があります。

●国税庁特設ページ



●パンフレット



宮崎商工会議所

0985-22-2161

〒880-0811 宮崎県宮崎市錦町1番10号
宮崎グリーンスフィア 壱番館 7階

会議所HP

